

呉市交通事業者燃油価格等高騰対策支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃油価格や物価等の高騰によって運行費用が増加し、厳しい経営状況にある公共交通事業者（個人事業者を含む。以下「事業者」という。）に対し、今後の事業継続を支援することを目的に、呉市交通事業者燃油価格等高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 給付金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可を受けている一般乗合旅客自動車運送事業者（市内のみを運行する路線を持つ事業者又は市が現に単独で運行支援を実施している事業者に限る。）

イ 道路運送法第4条第1項の許可を受けている一般貸切旅客自動車運送事業者（市内に本社又は営業所を有する事業者に限る。）

ウ 道路運送法第4条第1項の許可を受けている一般乗用旅客自動車運送事業者（市内に本社又は営業所を有する事業者に限る。個人タクシー等を含む。）

エ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の許可を受けている一般旅客定期航路事業者又は同法第20条の登録を受けている貨客定期航路事業者（令和7年4月1日施行の改正海上運送法における経過措置の適用により事業継続している事業者を含む。）であって、市内のみを運航する航路を持つ事業者又は市が現に離島航路・生活航路として運航支援を実施している事業者

(2) 前号の道路運送法又は海上運送法に基づく許可又は登録については、令和7年4月1日以前に受けたものであること（令和7年4月1日施行の改正海上運送法における経過措置の適用により事業継続している場合は、令和7年3月31日までに届出をしたものであること。）。

(3) 申請日時点で事業を継続していること。

(4) 市税の滞納がないこと。

(5) 代表者（事業者が個人である場合にはその者）、役員又は使用人その他の従業員等が、呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当していないこと。

(給付金の額等)

第3条 市長は、対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を交付する。ただし、給付金の交付は、同一の対象者に対して一度に限るものとする。

2 前項の規定により各対象者に対して交付する給付金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 路線バス・生活バス・乗合タクシー

令和7年4月1日時点において、対象者が所有し、又は貸与を受け、一般乗合旅客自動車運送事業（市内のみを運行する路線又は市が現に単独で運行支援を実施している路線の運行事業に限る。）に常用している車両数に150千円を乗じて得た額

(2) 貸切バス

令和7年4月1日時点において、対象者が所有し、又は貸与を受け、一般貸切旅客自動車運送事業に常用し、かつ、使用の本拠の位置が市内となっている車両数に150千円を乗じて得た額

(3) タクシー

令和7年4月1日時点において、対象者が所有し、又は貸与を受け、一般乗用旅客自動車運送事業に常用し、かつ、使用の本拠の位置が市内となっている車両数に50千円を乗じて得た額

(4) フェリー

令和7年4月1日時点において、対象者が所有し、又は貸与を受け、一般旅客定期航路事業（市内のみを運航する航路又は市が現に離島航路若しくは生活航路として運航支援を実施している航路の運航事業に限る。）に常用している船舶数に500千円を乗じて得た額

(5) フェリー以外の船舶

令和7年4月1日時点において、対象者が所有し、又は貸与を受け、一般旅客定期航路事業又は貨客定期航路事業（市内のみを運航する航路又は市が現に離島航路若しくは生活航路として運航支援を実施している航路の運航事業に限る。）に常用している船舶数に150千円を乗じて得た額

- 3 市長から運行又は運航に対する負担金又は補助金の交付を受けているバス事業者及び航路事業者は、当該事業の実績報告を行う際には、給付金の額のうち当該事業に使用している車両又は船舶に係る給付金の額を、当該事業の収入に含めるものとする。

（交付申請及び請求）

第4条 給付金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、呉市交通事業者燃油価格等高騰対策支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 宣誓書（様式第2号）

- (2) 道路運送法第4条第1項若しくは海上運送法第3条第1項の許可を受けていることを証するもの又は海上運送法第20条の登録を受けていることを証するものの写し（令和7年4月1日施行の改正海上運送法における経過措置の適用により事業継続している場合は、旧海上運送法第19条の5の規定による届出を行っていることを証するものの写し）

- (3) 前条第2項の規定による給付金額算定の対象車両の自動車検査証記録事項又は対象船舶の船舶検査証の写し

(4) 法人等名義（個人事業者にあつては個人の名義）の振込先口座の通帳の写し
2 前項の規定による申請書及び添付書類の提出は、令和7年7月31日までとする。

（交付決定及び交付）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請書及び添付書類の提出があつた場合は、その内容を審査の上、給付金を交付すべきと認めたときは、第3条第2項の規定により算定した額の給付金の交付を決定し、呉市交通事業者燃油価格等高騰対策支援給付金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するとともに、当該申請者が指定した金融機関の口座に決定金額を振り込むものとする。

2 市長は、申請者が第2条の要件を満たしていないと認めたときは、給付金を交付しない旨の決定をし、呉市交通事業者燃油価格等高騰対策支援給付金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（給付金の交付決定の取消し及び返還請求）

第6条 市長は、給付金の交付決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により給付金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 第2条に規定する要件を満たしていなかったことが明らかになったとき。

(3) 第4条第1項の規定による申請の内容に虚偽があつたとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付決定を取り消した場合は、呉市交通事業者燃油価格等高騰対策支援給付金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するとともに、既に給付金が交付されているときは、当該交付を受けた事業者に対し、呉市交通事業者燃油価格等高騰対策支援給付金返還請求書（様式第6号）により適当な期限を定めてその返還を求めるものとする。

（権利の譲渡又は担保の禁止）

第7条 給付金の交付を受ける権利は、第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（報告及び検査）

第8条 市長は、本事業の適切な実施状況等を確認するため、給付金の交付決定を受けた事業者に対し、必要な報告や資料の提出を求め、又は立入検査を行うことができる。

（その他）

第9条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（実施期日等）

- 1 この要綱は、令和7年5月19日から実施する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。